

愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務 事業者選定要領

(趣旨)

第1 この要項は、愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務を委託する事業者を選定するため必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2 技術提案書（以下「提案書」という）を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

2 審査会の会長、審査員（以下「審査員」という。）は、別記1のとおりとする。

(最優秀提案者の選定)

第3 最優秀提案者の選定は、次により行う。

(1) 書面審査並びに状況により提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングにより行い、別記2の評価基準等に従って、各審査員が採点する。

(2) (1) に基づく各審査員の採点を集計し、合計得点の高い提案者から順位を付し、1位の者を最優秀提案者とする。

ア 合計得点が、同点の場合は、審査会で協議のうえ、会長が提案書その他の審査に係る資料を総合的に判断して順位を決定する。

イ 提案内容が仕様に達していないなど審査員が不適と評価した場合は、審査会で協議のうえ、会長が提案書その他の審査に係る資料を総合的に判断して、失格にすることができる。

(3) 提案者が5者を超える場合は、状況により、1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階審査とする。

1次審査において、合計得点の高い上位の5者程度を2次審査の参加者とする。順位の決定は、(2)の規定を準用する。

(最優秀提案者との契約交渉等)

第4 審査会で選定された最優秀提案者であり、かつ「評価基準8 システム構築費用及び運用保守費用」を除く得点（以下「費用を除く得点」という。）が60%以上ある事業者を契約交渉の相手方とする。

2 最優秀提案者と随意契約を締結するに至らなかった場合は、次の順位の事業者を契約交渉の相手方とする。

3 提案書を提出した事業者が1者の場合は、費用を除く得点が60%以上である場合に限り、契約交渉の相手とする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、事業者の選定手続に関し必要な事項は別に定める。

愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務事業者選定審査会

※順不同

区分	所 属	氏 名
会 長	愛媛県県民環境部防災局長	篠原 真司
審 査 員	愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課長	松本 浩茂
〃	愛媛県土木部土木管理局 土木管理課技術企画室長	八木 裕紀
〃	愛媛県企画振興部デジタル局 スマート行政推進課長	森岡 照生
〃	松山市防災危機管理部 危機管理課長	長谷川 深
〃	松山地方気象台予報官	(未定)